



令和5年10月20日

健康福祉部健康医療局保健予防課
感染症対策グループ 野村、木村
電話 (0776) 20-0351

インフルエンザ疾患の発生による臨時休業措置について（第14報）

県内の学校等において、インフルエンザ疾患の発生により、以下のとおり措置がとられた旨、報告がありましたのでお知らせします。

No.	施設所在地	施設数	措置内容および件数
1	坂井市	中学校 1件	学級閉鎖 1件

(注) 上記措置内容は本日(10月20日)14時までに報告のあった学校等です。

◆ 日常できるインフルエンザの予防について

1. 帰宅時のうがい、せっけんを使った手洗いをしましょう。
2. 人ごみを避けましょう。マスクの着用も予防に有効です。
3. 室内は加湿器などで適度な湿度を保ちましょう。
4. 栄養と休養を十分に取しましょう。
5. 重症化の防止にワクチンが有効です。

◆ 咳エチケットについて

1. 咳やくしゃみなど、少しでも症状のある人は必ずマスクをしましょう。
医療機関を受診する際も、必ずマスクを付けて受診しましょう。
2. 咳やくしゃみ際には、ティッシュなどで鼻と口を押さえて、周りの人から顔をそむけましょう。
3. 使用後のティッシュはフタ付きのゴミ箱に捨てましょう。

○ 基礎疾患等を有する方への注意事項

慢性腎不全、悪性腫瘍、喘息等基礎疾患を有する方や妊婦の方、乳幼児やご高齢の方などは重症化するリスクが高く、特に注意が必要です。上記の予防対策を徹底するとともに、症状が現れた場合は速やかに医療機関を受診しましょう。